

# 公立大学法人神戸市看護大学業務方法書

## 目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項（第3条—第26条）

第3章 業務委託の基準（第27条・第28条）

第4章 競争入札その他契約に関する基本的事項（第29条）

第5章 役員の損害賠償責任（第30条・第31条）

第6章 雑則（第32条）

## 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第22条第1項及び公立大学法人神戸市看護大学の業務運営等に関する規則（平成31年3月神戸市規則第46号）第4条の規定に基づき、公立大学法人神戸市看護大学（以下「法人」という。）の業務の方法について基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

（業務執行の基本方針）

第2条 法人は、法第25条第1項及び第78条第1項の規定により、神戸市長から指示された中期目標に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努めるものとする。

第2章 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

（内部統制に関する基本事項）

第3条 法人は、役員（監事を除く。以下同じ。）の職務の執行が法その他の法令に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）を整備し、継続的にその見直しを図るとともに、役員及び職員（以下「役職員」という。）へ周知し、研修を実施し、及び必要な情報システムの更新等適切な運用に努めるものとする。

第4条 法人は、内部統制システムに関する事務を統括する役職員その他の内部統制システムの整備の推進のための体制について定めるものとする。

2 法人は、前項の体制に基づき、法人の監査、情報収集等を行うため、必要な規程を整備するものとする。

3 内部統制システムに関する事務を統括する役職員は、定期的に連絡を行い、内部統制システムに関する事務を統括する役員に対し、定期的に必要な報告を行うものとする。

（役職員の業務の適正化に関する措置）

第5条 法人は、役職員が職務を執行するに当たり、法その他法令及び規程に違反する事由が発生した場合における違反した役職員に対する懲戒に関する規程その他の対応の指針をあらかじめ定めるものとする。

2 法人は、前項に規定する事由が発生した場合には、速やかに是正措置をとり、再発防止を図るものとする。

3 法人は、定期的な人事異動の確保、長期在職者の把握その他の業務の適正を確保するために必要となる人事管理の方針の整理に努めるものとする。

（情報の伝達）

第6条 法人は、理事長から役職員への意思の伝達及び職員から役員への危機管理、内部統制に係る

情報その他必要な情報の伝達が行われるための措置を講ずるものとする。

(法人運営に関する基本的事項)

第7条 法人は、法人の運営に係る基本理念を定め、これを公表するものとする。

2 法人は、業務の適正かつ効率的な実施に当たり必要なマニュアルの整備及び効率的な業務運営を可能とする情報システムの整備に努めるものとする。

第8条 法人は業務執行に係る決裁及び経費の支出の承認に係る手順を明らかにし、役職員はその過程における確認機能を着実に果たすものとする。

(理事の分掌に関する事項)

第9条 法人は、理事の分掌を決定し、これを公表するものとする。

(中期計画等の策定に関する事項)

第10条 法人は、中期計画及び年度計画（以下「中期計画等」という。）について、公立大学法人神戸市看護大学理事会（以下「理事会」という。）、公立大学法人神戸市看護大学経営審議会（以下「経営審議会」という。）及び公立大学法人神戸市看護大学教育研究審議会（以下「教育研究審議会」という。）の関与その他の中期計画等の策定の過程を整備するものとする。

(中期計画等に係る評価及び評価に基づく予算の適正な配分に関する事項)

第11条 法人は、中期計画等の進捗管理及び中期計画等に基づき実施する業務の評価（以下「評価活動」という。）を定期的に行うこととし、理事会、経営審議会及び教育研究審議会その他の評価活動のために必要な体制について整備し、評価活動の結果を踏まえ、法第78条の2第2項に規定する報告書の作成を適切に行うものとする。

2 法人は、評価活動について、あらかじめ定める手順による適正な実施を確保し、恣意的とならない評価の実施を行うものとする。

3 法人は、評価活動により、法人の業務執行が、必要とされる業務の手順を踏まえているかを確認するものとする。

4 法人は、予算の配分が適正に実施されることを確保するための仕組みを整備するものとする。

(リスク評価と対応に関する事項)

第12条 法人は、業務の実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、並びに、次の取組その他必要な措置を講じるものとする。

- (1) リスク管理に係る事務を統括する体制の設置
- (2) 把握したリスクを低減するための検討
- (3) 把握したリスクに対する評価の定期的かつ継続的な見直し
- (4) 把握したリスクに関する周知の体制及び周知における留意事項の整理

(緊急時における業務継続計画)

第13条 法人は、事故、災害その他の緊急時における業務の継続のための計画を策定するものとする。

2 前項の計画には、次の事項を定めるものとする。

- (1) 計画に基づく訓練等の実施
- (2) 緊急事態発生時における対策本部の設置及び当該本部の構成員
- (3) 緊急事態発生時における初動体制
- (4) 緊急事態発生時における情報収集の迅速な実施

3 法人は、反社会的勢力への対応の在り方についての方針を整備するものとする。

(施設の点検及び補修)

第14条 法人は、施設の定期的な点検及び必要な補修の実施を行うものとする。

(情報システムに係るリスク対策)

第15条 法人は、情報システムに係るリスクへの対策として必要な取組を行うこととし、その状況について定期的な点検を行うものとする。

(入札及び契約に関する事項)

第16条 法人は、契約事務の適切な実施及び契約事務における相互牽制の確立を確保するため、次の取組を行うものとする。

- (1) 契約の適正な履行に関する審査をする委員会の設置
- (2) 談合情報がある場合の対応方針の整備
- (3) 適切な入札の運用
- (4) 随意契約とすることが必要な場合の明確化及び審査

(研究に係るリスクの管理に関する事項)

第17条 法人は、研究活動について、次の事項を確保するための規程を整備するものとする。

- (1) 内部牽制機能による研究費の適正経理
- (2) 研究不正の防止
- (3) 知的財産の保護

2 法人は、特に厳格な規律を要すると考えられる研究を実施する際のリスクを明確にするよう努めるものとする。

(情報の適切な管理に関する事項)

第18条 法人は、情報セキュリティの確保に関する規程の整備その他情報漏えいの防止に係る取組を推進するものとする。

2 法人は、個人情報の保護に関する規程を整備し、個人情報の適切な管理に当たり必要とされる取組を着実に実施するとともに、取組の実施状況に関する点検を定期的に行うものとする。

(文書管理及び情報公開)

第19条 法人は、法人の意思決定に係る文書が適切に管理されることを担保するために、文書の適切な保存管理及び文書の情報公開に関する規程を整備するものとする。

(情報システムの整備)

第20条 法人は、所有する情報について、閲覧権限を整理するとともに、閲覧権限を有する者が、効率的に情報を検索できる体系的な情報の保存及びそれを可能とする情報システムの整備を行うものとする。

(監事及び監事監査に関する事項)

第21条 法人は、監事及び監事監査に関する規程を整備するものとする。

2 前項の規程には、次の事項を定めなければならない。

- (1) 監事が有する権限
- (2) 監査の結果に係る理事長への報告
- (3) 監査の結果の業務への適切な反映
- (4) 監査の結果に対する改善状況の監事への報告
- (5) 役職員の不正及び違法行為並びに著しい不当事実がある場合の監事への報告義務
- (6) 法人の意思決定に係る文書の閲覧

(監事監査の体制)

第22条 法人は、監事監査の円滑かつ適切な実施のため、次の事項が確保されるよう、適切な措置を講じるものとする。

- (1) 役職員による監事及び監査に関する業務の支援に従事する職員への協力
- (2) 監事による役職員への文書提出及び説明の要請権限
- (3) 監事の重要な会議への出席
- (4) 監事及び内部監査担当部署との連携
- (5) 監査に関する業務の支援に従事する職員の独立性
- (6) 監事による法第13条第5項の規定に基づく法人の財産の状況の調査権限
- (7) 監事による法第13条第6項各号に規定する書類の調査

(監事に対する意見聴取)

第23条 法人は、第21条に規定する監事及び監事監査に関する規程を定め、又は当該規程を変更する場合には、監事の意見を聴かなければならない。

(意思疎通の確保)

第24条 法人は、理事長及び監事の意思疎通を確保できるよう、定期的な連絡の機会その他必要な体制の整備を行うものとする。

(内部監査に関する事項)

第25条 法人は、内部監査を担当する組織を設置し、内部監査を実施するとともに、内部監査の結果及びそれに対する改善措置状況を、理事長及び監事に報告するものとする。

(内部通報及び外部通報に関する事項)

第26条 法人は、内部通報及び外部通報に関する規程を整備するものとする。

2 前項の規程には、次の事項を規定するものとする。

- (1) 内部通報窓口及び外部通報窓口の設置及び運営
- (2) 内部通報者及び外部通報者の保護
- (3) 内部通報及び外部通報に係る担当理事及び監事への適切な報告

### 第3章 業務委託の基準

(業務の委託)

第27条 法人は、公立大学法人神戸市看護大学定款に規定する業務の一部を法人以外の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができることと認められ、かつ、委託することにより優れた成果を得られることが十分期待できる場合には、業務の一部を委託することができる。

(委託契約)

第28条 法人は、前条の規定により業務を委託しようとするときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結するものとする。

### 第4章 競争入札その他契約に関する基本的事項

第29条 法人は、売買、貸借、請負その他の契約を、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の方法により、締結するものとする。

### 第5章 役員の損害賠償責任

(役員の損害賠償責任)

第30条 役員は、その任務を怠ったときは、法第19条の2第1項の規定に基づき、法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

(役員の損害賠償責任の一部免除)

第31条 法人は、前条の役員の損害を賠償する責任について、法第19条の2第4項に規定する要件に該当するときは、当該役員が賠償の責任を負う額から神戸市が設立する地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任に係る地方独立行政法人法第19条の2第4項に規定する条例で定める額を定める条例（令和4年3月神戸市条例第38号）に定める額を控除して得た額を限度として、神戸市長の承認を得て免除することができる。

#### 第6章 雑則

（施行細則の委任）

第32条 法人は、この業務方法書に定めるもののほか、その業務に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

#### 附 則

この業務方法書は、神戸市長の認可のあった日から施行し、2019年4月1日から適用する。

#### 附 則（2022年3月業務方法書第1号）

この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第22条第1項の規定による神戸市長の認可の日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以後の役員の行為に基づく損害賠償責任について適用する。